

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（都市計画税）</span>	
要望項目名	認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において国土交通大臣の認定を受けた認定誘導事業者に係る以下の特例措置の適用期限（平成28年3月31日まで）を2年間延長する。</li> <li>・ 特例措置の内容 固定資産税・都市計画税の課税標準1/5控除（5年間） （適用要件） 平成30年3月31日までに取得すること 誘導施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）と共に整備した施設のうち、以下の部分 1) 公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地等） 2) 都市利便施設 （緑化施設、通路（道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等）</li> </ul>	
〔関係条文〕	〔 地方税附則第15条第42項 令附則第11条第37項 規則附則第6条第67項 〕	
減収見込額	〔初年度〕 － （ ▲5 ） 〔平年度〕 － （ ▲11 ） 〔改正増減収額〕 － （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p> <p>このため、市町村が策定する立地適正化計画に、公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域として指定し、その都市機能誘導区域内において、民間活力を活用した都市機能の立地誘導を進めるため、民間事業者が行う誘導施設等整備事業を認定し、当該施設の整備を推進する施策を講じている。</p> <p>誘導施設の整備にあたっては、歩行環境の整備や公園緑地の整備など、公共施設や都市利便施設を備えた誘導施設の整備を推進することで、誘導施設の利用者等、都市機能誘導区域で活動する者が快適、便利に移動・滞在できるようになり、都市機能が十分に発揮されることから、本特例措置の適用期限の延長を要望するもの。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 改訂 2015 5. 立地競争力の更なる強化 5-1. 都市の競争力の向上
	政策の達成目標	人口減少時代を迎え、主要な拠点地域において、施策を講じることにより、都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 人口10万人以上の核都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年比±0%以上とすることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成28年度～平成29年度）
	同上の期間中の達成目標	目標：前年度比±0%以上（毎年度）
	政策目標の達成状況	都市機能集積率 平成25年度 約4% → 平成26年度 約4%
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の期間中、各年度10地区程度の適用件数があると想定する。なお、本措置は、誘導施設等整備事業を行う事業者が誘導施設と共に公共施設、都市利便施設を整備した場合に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、事業者インセンティブを与えることにより、誘導施設と併せて公共施設等の整備が誘発され、当該事業が施行される都市機能誘導区域において、都市機能の十分な発揮に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	都市機能誘導区域の外から区域内への事業用資産の買換え等の特例（所得税、法人税） 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税） 都市再生推進法人等に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・社会資本整備総合交付金 （平成28年度予算要求額 10,574億円の内数） ・都市機能立地支援事業 （平成28年度予算要求額 15億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は、誘導施設と共に公共施設、都市利便施設を併せて整備する場合に適用され、これらの施設を整備するインセンティブを与えるものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、地方都市において重点的に都市機能の集約立地を推進すべき地域である都市機能誘導区域における誘導施設と併せて整備される公共施設、都市利便施設に限って適用されるものであり、事業者インセンティブを与えることによりこれらの整備事業が誘発され、都市機能の十分な発揮に寄与するものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。
	ページ	13 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	0件
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	都市機能集積率 前年度比±0%（毎年度）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	都市機能集積率 平成23年度 約4% → 平成26年度 約4%
これまでの要望経緯	平成26年度 創設
ページ	13 — 3